

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月から消費税の税率が5%から8%に改正されました。この引上げによる増収分は、社会保障施策に要する経費に充てるものとされております。  
平成31年度一般会計予算における用途の状況は、下記のとおりです。

(歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分) 153,338千円

(歳出)社会保障施策に要する経費のうち一般財源充当額1,029,631千円

(単位:千円)

事業区分	経費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)		
社会福祉	障害者福祉事業	471,531	167,010	101,742	0	45	202,734	30,192
	高齢者福祉事業	55,485	0	893	0	14,344	40,248	5,994
	児童福祉事業	648,475	293,227	90,590	0	45,450	219,208	32,646
	母子福祉事業	3,062	0	1,267	0	0	1,795	267
	小計	1,178,553	460,237	194,492	0	59,839	463,985	69,099
社会保険	国民健康保険事業	125,010	20,045	56,678	0	0	48,287	7,191
	介護保険事業	189,571	920	460	0	0	188,191	28,027
	後期高齢者医療事業	231,257	0	27,162	0	6,167	197,928	29,476
	小計	545,838	20,965	84,300	0	6,167	434,406	64,694
保健衛生	予防事業	42,935	0	0	0	240	42,695	6,358
	健康増進事業	28,638	314	1,565	0	3,595	23,164	3,450
	母子保健事業	81,513	581	15,368	0	183	65,381	9,737
	小計	153,086	895	16,933	0	4,018	131,240	19,545
合計	1,877,477	482,097	295,725	0	70,024	1,029,631	153,338	